

備讃瀬戸及び燧灘東部における水生生物の保全に係る環境基準の
水域類型の指定及び環境基準点について

1 水生生物の保全に係る環境基準

平成 15 年 11 月 5 日付け環境省告示第 123 号により、水質汚濁に係る環境基準に生活環境の保全に関する環境基準として水生生物の保全に係る環境基準が設定された。

○海域における水生生物保全環境基準の概要

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

2 類型指定

県内海域の類型指定は、備讃瀬戸、燧灘東部については環境省が、東讃海域については県が指定権限を持つ。

備讃瀬戸、燧灘東部については、平成 26 年 9 月 11 日に開催された中央環境審議会水環境部会において、「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について（第 7 次報告）」が取りまとめられ、中央環境審議会会長から同日付けで環境大臣へ答申がなされた。これを受け、環境省が別紙のとおり指定する予定である。

○水生生物保全環境基準の類型指定状況

水域名		該当類型	備考
備讃瀬戸	備讃瀬戸（全域。ただし、備讃瀬戸（イ）、備讃瀬戸（ロ）に係る部分を除く。）	海域生物 A	
	備讃瀬戸（イ）	海域生物特 A	
	備讃瀬戸（ロ）	海域生物特 A	福山地先水域
燧灘東部	燧灘東部（全域。ただし、燧灘東部（イ）、燧灘東部（ロ）に係る部分を除く。）	海域生物 A	
	燧灘東部（イ）	海域生物特 A	
	燧灘東部（ロ）	海域生物特 A	伊吹島周辺水域

3 環境基準点の選定

環境基準点の選定についての考え方は、環境省の通知「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」で下記のとおりとされている。

平成 13 年 5 月 31 日付け環水企第 92 号（最終改正：平成 26 年 3 月 27 日）

水生生物保全環境基準に係る測定地点については、水生生物の生息状況等を勘案し、水域内の既存の環境基準点・補助点を活用しつつ、水域の状況を適切に把握できる地点を選定する。

4 本県における環境基準点の選定手順

処理基準に基づき、既存の環境基準点が設定されている水域の場合は、その環境基準点を活用する。その活用に当たって、全窒素及び全リン（以下「全窒素等」という。）は海域の水生生物の生態系の底辺に位置するプランクトンの生産に関わるなど関連性があることから、まず、既存の全窒素等の環境基準点の活用を検討し、それが無い場合は既存の COD の環境基準点の活用を検討する。

また、既存の環境基準点が設定されていない水域の場合は、新規に環境基準点を設定する。

5 選定結果

燧灘東部（ロ）以外は、既存の全窒素等の環境基準点があることから、その全てを環境基準点とする。

燧灘東部（ロ）は、既存の COD の環境基準点もないことから、新規に環境基準点を設定する。

この水域には、水産資源保護法に基づく保護水面として伊吹島西側に保護水面が指定されていることから、この保護水面の中央部付近に環境基準点を 1 地点新設する。

水域名	環境基準点	類型	北緯			東経			備考	
			度	分	秒	度	分	秒		
備讃瀬戸	備讃瀬戸（全域）	B-10	海域生物 A	34	22	02	133	52	26	
	備讃瀬戸（イ）	B-1	海域生物 特 A	34	28	07	134	01	19	
		B-2		34	25	56	133	56	39	
		B-8		34	22	14	134	04	33	
		B-9		34	22	36	133	59	50	
		B-11		34	19	14	133	46	40	
		B-12		34	16	40	133	42	10	
		B-13		34	16	49	133	34	42	
燧灘東部	燧灘東部（全域）	Hu-1	海域生物 A	34	13	42	133	34	51	
		Hu-2		34	11	42	133	36	21	
		Hu-3		34	09	12	133	36	21	
	燧灘東部（イ）	Hu-4	海域生物 特 A	34	06	12	133	36	13	
		Hu-5		34	03	12	133	34	51	
	燧灘東部（ロ）	Hu-11	海域生物 特 A	34	07	48	133	31	37	新規

6 常時監視の方法について

測定回数についての考え方は、環境省の通知「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」で下記のとおりとされている。

平成 13 年 5 月 31 日付け環水企第 92 号（最終改正：平成 26 年 3 月 27 日）

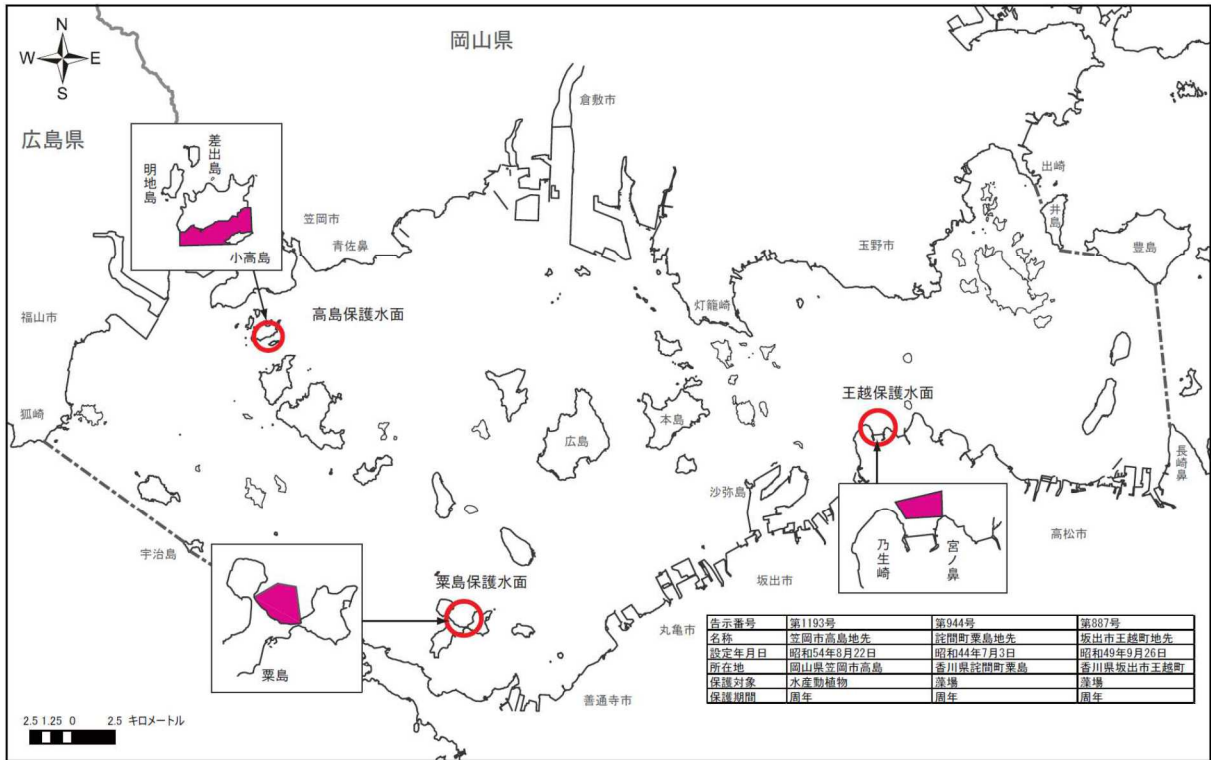
イ) 生活環境の保全に関する環境基準項目については、次によることとする。

a. 通年調査

環境基準点、利水上重要な地点等で実施する調査にあつては、年間を通じ、月 1 日以上、各日について 4 回程度採水分析することを原則とする。ただし、河川の上流部、海域における沖合等水質変動が少ない地点においては、状況に応じ適宜回数を減じてよいものとする。

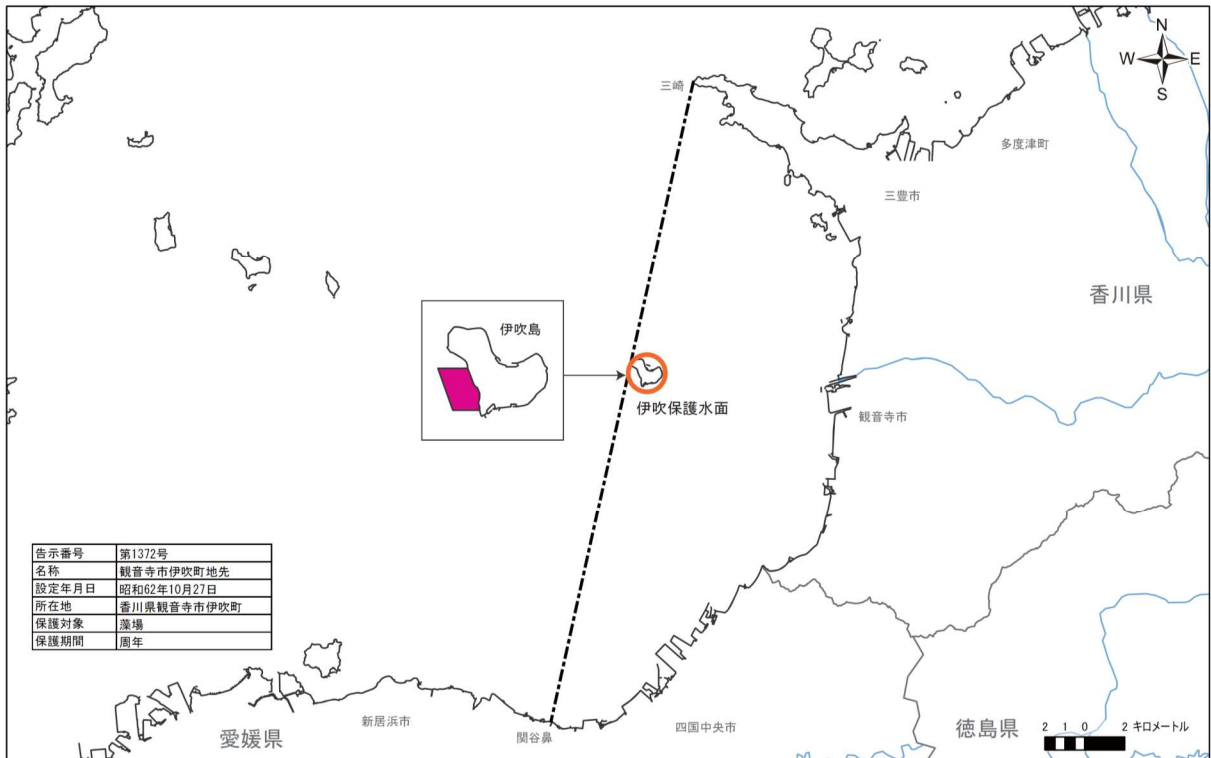
現行の海域調査では、生活環境項目は n - ヘキサン抽出物質を除き毎月 1 回調査を実施しているため、水生生物保全環境基準項目についても平成 27 年度は毎月 1 回調査し、次年度以降は検出状況に応じて測定頻度を変更する。また、測定部位は全窒素の測定部位に合わせ、表層のみの 1 層で行う。

(参考) 水産資源保護法に基づく保護水面の設定状況について



出典：中央環境審議会 水環境部会（第35回） 資料2-1

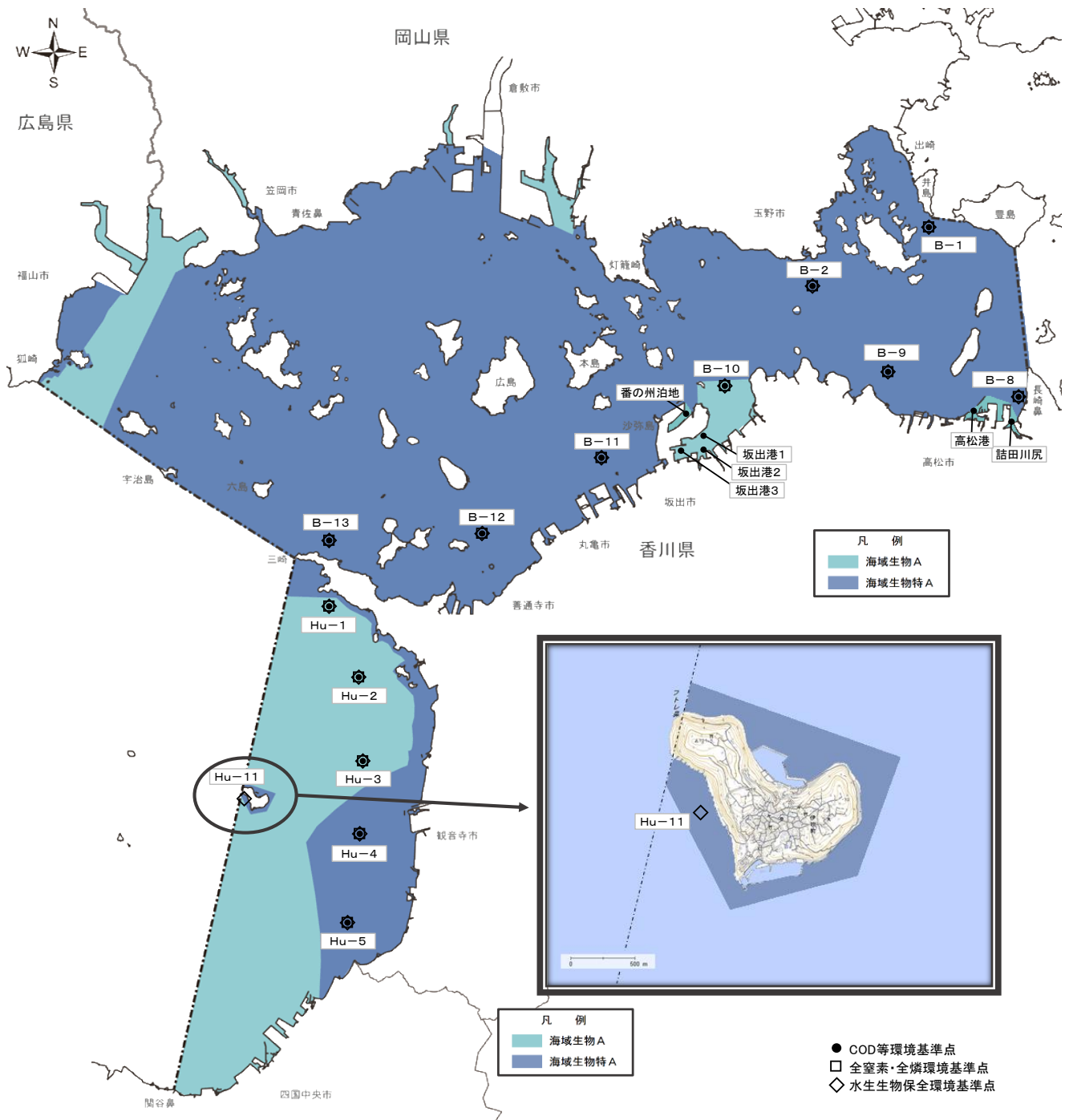
図1 水産資源保護法に基づく保護水面（備讃瀬戸）



出典：中央環境審議会 水環境部会（第35回） 資料2-1

図2 水産資源保護法に基づく保護水面（燧灘東部）

備讃瀬戸・燧灘東部の水生生物保全環境基準の水域類型指定図



注) 港内・漁港内であるため特別域から除外される区域については図示していない。